

## 認知症事故訴訟、家族の賠償責任なし

JR 東海が逆転敗訴（最高裁）

認知症の男性が徘徊中<sup>はいかい</sup>に列車にはねられ死亡した事故をめぐり、JR 東海が家族に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第 3 小法廷（岡部喜代子裁判長）は 1 日、男性の妻（93）と長男（65）の賠償責任を認めず、JR 東海の請求を棄却する判決を言い渡した。家族側の勝訴が確定した。

社会の高齢化が進むなか、判決は認知症の人に対する介護のあり方に影響を与えそうだ。

訴訟では、妻と長男は監督責任を負うのか、監督義務者に当たる場合、賠償責任は免責されるかが争点だった。

第 3 小法廷は監督義務者について「同居する配偶者だからといって、直ちに当たるわけではない」と初判断。「認知症の人との関係性や、介護の実態などを総合的に考慮して判断すべきだ」との基準も初めて示した。

そのうえで裁判官 5 人のうち 3 人は多数意見で、事故当時妻は 85 歳で要介護 1 の認定を受けており、

長男も 20 年以上別居していた点を指摘。「男性の監督が可能な状況ではなかった」として、監督責任を負わないと結論付けた。

残る 2 人の裁判官は、長男は監督義務者に当たるが、介護の状況から免責されるとする少数意見を述べ、5 人全員が賠償責任を認めなかった。

事故は 2007 年 12 月、愛知県大府市の JR 東海共和駅構内の線路上で起きた。認知症で要介護 4 の認定を受けた市内の男性（当時 91）が死亡し、同社は家族に振り替え輸送費用など約 720 万円の賠償を求め提訴。一審名古屋地裁は妻と長男に全額の賠償を命じ、二審名古屋高裁は妻だけに約 360 万円の賠償を命じた。JR と家族側双方が上告した。

JR 東海は「個々に気の毒な事情があることは承知しているが、当社としては振り替え輸送費用などが発生したから裁判所の判断を求めた。判決は真摯<sup>しんし</sup>に受け止める」と話している。

（福祉新聞・第 2753 号 2016 年 3 月 7 日）